

予算決算常任委員会防災県土整備企業分科会提出資料

議案説明事項

議案第 117 号

中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）の維持管理に要する費用の
市負担について 1

平成 2 9 年 6 月 2 3 日

県 土 整 備 部

【議案第 117 号】中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）の維持管理に要する費用の市負担について

1 議案の概要

中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）の維持管理に要する経費に充てるため、下水道法第 31 条の 2 第 1 項の規定により、平成 30 年度以降における関係市の負担を定めるものです。

供用開始（予定）年月：平成 30 年 4 月
関係市：津市

2 維持管理負担金の単価

（1）負担金の種類及び単価

- ・一般排水：一般家庭等からの排水
流入水量 1 m³につき 121 円
- ・特定排水：1 ヲ月あたりの排水量が 1, 250m³ を超える事業場等からの排水
流入水量 1 m³につき 149 円

※ともに消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。

（2）負担金単価の算定方法

平成 30 年度から平成 44 年度までの期間における維持管理経費の総額を、同期間の総計画水量で除することにより、維持管理負担金の単価を算定しています。

算定した負担金の単価については、下水道法第 31 条の 2 第 2 項の規定に基づき、津市へ意見照会を行い（平成 29 年 4 月）、同意を得ています。

なお、負担金の単価に流入水量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額が、津市の負担する金額となります。